
令和6年 第2回 芦屋町議会臨時会会議録 (第1日)

令和6年2月15日 (木曜日)

議事日程 (1)

令和5年2月15日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案第6号 芦屋町いじめ防止対策の推進に関する条例の制定について

第4 承認第1号 専決処分事項の承認について

【出席議員】 (12名)

1番 中西 智昭	2番 田中 太	3番 香田 一之	4番 長島 毅
5番 萩原 洋子	6番 本田 浩	7番 松岡 泉	8番 貝掛 俊之
9番 妹川 征男	10番 辻本 一夫	11番 川上 誠一	12番 内海 猛年

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代 書記 横田 和雄 書記 山城 朋美

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柵賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	志村亮二	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	小田武文	税務課長	水摩秀徳	環境住宅課長	村尾正一
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	本郷宣昭
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也

生涯学習課長 本石美香 ポートレース事業局次長 井上康治 企画課長 中野功明
事業課長 新開晴浩

【 傍 聴 者 数 】 (なし)

午前 10 時 00 分開会

○議長 内海 猛年君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。よって、ただいまから令和 6 年第 2 回 芦屋町議会臨時会を開会いたします。

御手元に配付しております、議事日程に従って会議を進めてまいります。

日程第 1. 会期の決定について

○議長 内海 猛年君

まず日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日 1 日限りとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第 2. 会議録署名議員の指名について

○議長 内海 猛年君

次に日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第 127 条の規定により、2 番、田中議員と 11 番、川上議員を指名しますので、よろしく願いいたします。

○議長 内海 猛年君

お諮りします。日程第 3、議案第 6 号及び日程第 4 承認第 1 号の各議案については、この際一括議題として上程し、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野 茂丸君

おはようございます。

それでは、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明いたします。

まずは条例議案でございます。

議案第6号の「芦屋町いじめ防止対策の推進に関する条例の制定」につきましては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめの防止等を図るための基本となる事項を定める必要があるため、新たに条例を制定するものでございます。

最後に、承認議案でございます。

承認第1号の「専決処分事項の承認」につきましては、物価高騰対策重点支援給付金事業等の実施に伴う、令和5年度芦屋町一般会計補正予算（専決第1号）地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したので同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

以上、簡単ではありますが、提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

以上で提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

まず日程第3、議案第6号についての質疑を許します。妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

9番、妹川です。この推進に関する条例の中身を見ましてですね、遅きに失しているとは思いますが、大変この問題についてやっと条例が、ないしは委員会が発足できるのかと喜ばしく思っておるところなんです、条例が制定された暁には、報酬ですね、ここの連絡協議会の委員の報酬及び費用弁償等については来年度予算なのか、何か補正予算で出されるのかということについて質問いたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長

○学校教育課長 木本 拓也君

議員の御指摘につきましては条例の第12条等で記載されている、「調査委員会及び再調査委員会の委員の報酬及び費用弁償」のことかと存じますので、その辺について御説明させていただきます。条例案第12条の中に、「委員の報酬及び費用弁償は芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の規定に定めるところに支給する」というふうにしておりますので、委員会を開催すると費用弁償報酬をお支払いするという形にしております。

なお、この予算措置につきましては、まだ委員構成が確定していない状態でございますので、本日、関係予算を計上しておりませんが、今年度、委員会調査委員会等を開催することになりま

したら、予備費で措置していただくということで町長部局のほうと調整をしております。

令和6年度につきましては、当初予算の中で所要額について計上する予定であります。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

この条例が制定されればですね、学校運営においていじめというものは必ずやっぱりあるということは文部科学省も言っていますし、それをどう対処していくかということで、非常にこの条例案が可決されることによって、いろいろな問題について解決できるものと思っています。

それでもう1点ですけれど、この条例ができる今、案として出されましたが、私が議員として10数年の間にですね、いじめの問題が2、3ありまして、それこそ第15条には重大事態に関わる事実関係をとということで、「重大事件に発展するような内容ではなかったかなあ。」と思うようなものもあったんではないかと思っています。

それで、この条例案が可決される今までの間ですね、そういう「いじめ」とか、そういう「重大なる」というふうに私は思うわけですけど、どのような対策をされてきたか、ちょっとお尋ねします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長

○学校教育課長 木本 拓也君

今回の条例案の提案前の対応についてお答えをいたします。

芦屋町では、平成26年7月に「芦屋町いじめ防止基本方針」というのを定めております。これは、いじめ防止対策推進法に基づき制定をしたものでございまして、その中から引用させていただきますと「いじめにより各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめによること」ということで、その具体例としては「児童生徒が自殺を企図した場合」「身体に重大な傷害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」及び「相当の期間について不登校の状態になった」ということを想定したものでございます。これまで、いじめの案件も含め生徒指導上の問題につきましては、定期的に毎月、県教育委員会のほうに報告を上げております。その中では、いじめの案件というのは報告がされておりますが、重大な案件ということでは報告が上がってきておりません。

ただ、生徒指導上の問題につきましては、学校と教育委員会及びスクールソーシャルワーカーや県教育委員会の指導主事、児童相談所等々関係機関の方に適宜集まっていたいただいて、御意見を頂きながら連携して対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第6号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第4、承認第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、承認第1号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第3、議案第6号及び日程第4、承認第1号の各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前10時10分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長 内海 猛年君

再開します。

お諮りします。日程第3、議案第6号及び日程第4、承認第1号の各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政常任委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員会委員長 本田 浩君

報告第3号、令和6年2月15日、芦屋町議会議長、内海猛年殿、総務財政常任委員会委員長、本田浩。

総務財政常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

承認第1号、審査結果、満場一致、承認です。

以上です。

○議長 内海 猛年君

次に、民生文教常任委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員会委員長 萩原 洋子君

報告第4号、芦屋町議会議長、内海猛年殿、民生文教常任委員会委員長、萩原洋子。

民生文教常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第6号、満場一致、原案可決。

承認第1号、満場一致、承認です。

○議長 内海 猛年君

以上で報告は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論及び採決を行います。

まず、日程第3、議案第6号についての討論を許します。妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

9番 妹川です。芦屋町いじめ防止対策の推進に関する条例の制定について、大賛成の立場で賛成討論を行います。先ほど質疑の中でですね、「遅きに失している感がある」ということを申し上げましたが、そうですね、6、7年、8年、10年ぐらい前になるのでしょうか——、科目保存として1,000円計上をされておりました。

この問題について私は質疑の中でですね、このいじめ防止対策推進法という法律ができている

ことからして科目のですね、第三者委員会というかそういうものがあつたわけですけど、「なぜこういう条例をつくらないのか。」というような質疑をした覚えがあります。

その際にですね、やっぱりこのような法律に基づいて1つの条例と2つの委員会ができることによって、学校の現場の教師は、また管理職はですね、やはり自らがこういういじめ問題について対処する際に、第三者機関である方々に意見を求めていく。そういうことが、現場の教師もですね、安全にクラス経営、学校経営に携わることができるという効果があるかと思うんですね。そういう意味で条例及び委員会をですね、大いに活用されて、これからの学校の民主的な経営をされてほしいと、大いに活用していただきたいという思いであります。それによって私は賛成いたします。

以上です。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第3、議案第6号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第6号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第4、承認第1号についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第4、承認第1号について、委員長報告のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

以上で、討論及び採決を終わります。

○議長 内海 猛年君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、併せて令和6年第2回芦屋町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前 11 時 06 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員